

令和6年6月介護報酬改定に伴う主な加算の取り扱い

サービス種類	加算項目	変更点		既存事業所の取扱い
		変更前	変更後	
16：通所リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	1：減算型 2：基準型	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす ※R6.4届出については下記URLより電子申請で受付
	業務継続計画策定の有無	新設	1：減算型 2：基準型	https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6kakunin
	リハビリテーションマネジメント加算	1：なし 3：加算Aイ 6：加算Aロ 4：加算Bイ 7：加算Bロ	1：なし 3：加算イ 6：加算ロ 8：加算ハ	既存届出内容が「3：加算Aイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Aロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Bイ」「7：加算Bロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
	施設等の区分	8：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設） B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院） 9：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設） C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）	変更なし	届出必要なし
	施設等の区分	新設	E：大規模の事業所（介護老人保健施設） F：大規模の事業所（介護医療院） H：大規模の事業所（特例）（介護老人保健施設） J：大規模の事業所（特例）（介護医療院）	「E：大規模の事業所（介護老人保健施設）」「F：大規模の事業所（介護医療院）」「H：大規模の事業所（特例）（介護老人保健施設）」「J：大規模の事業所（特例）（介護医療院）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	新設	1：なし 2：あり	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす
66：介護予防通所リハビリテーション	運動機能向上体制	廃止	—	—
	選択的サービス複数実施加算	名称変更	一体的サービス提供加算	—